三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松尾一二（次の図に示す部分に限る。）、一四、四二の四、四二の五、六九・七一・七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四一九、四三二の二、字宇度木五六の一〇・五六の一一・五七・五八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五八の二、五九・六〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字屋那瀬一一四、一五〇の二、一五二の二、一五六、一六〇、一六一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県名西郡神山町阿野字松尾五、六の一、六の二、四六、四七、一〇〇、一〇二の二、一〇七、七二五の二、七三九の二、字宇度木八〇九、八〇九の二、八一一、字宮分五〇二、六二七、字川平一〇〇、字屋那瀬一一三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松尾五、四七、一〇〇・一〇二の二・一〇七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七二五の二、七三九の二、字宇度木八〇九、八〇九の二、八一一、字宮分五〇二・六二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字川平一〇〇、字屋那瀬一一三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県名西郡神山町神領字南野間一七九の六三、一七九の一六一、一七九の一六四、下分字釘貫五六二、五六六、字竹平二五の二、二九の一、二九の二、三〇、四四の二、字宇井一八五、字長野二四六、五五七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南野間一七九の六三・一七九の一六一・一七九の一六四・字釘貫五六二・五六六・字竹平二五の二・二九の一・二九の二・三〇・四四の二・字宇井一八五（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字長野二四六、五五七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十六年四月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

青森県立石地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域
青森県弘前市
大字藍内字富田　二八番一　標柱一号
字立石　四八番二　標柱二号
字関ヶ平国有林三七六林班ろ二小班　標柱三号
大字相馬字鳴ヶ沢　一九二番　標柱四号
大字藍内字立石　四九番一〇　標柱五号
四九番四　標柱六号
三六番一　標柱七号

○経済産業省告示第九十一号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。
平成二十六年四月二十四日
経済産業大臣　茂木　敏充

一　登録認証機関の名称　一般財団法人日本品質保証機構
登録更新年月日　平成二十五年十月三日
(1)　登録認証機関の所在地　東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
(2)　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、C（電子機器及び電気機械）、D（自動車）、E（鉄道）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、K（化学）、M（鉱山）、P（パルプ及び紙）、R（窯業）、S（日用品）、T（医療安全用具）、Z（その他）
(3)　認証を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本品質保証機構
東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
二　登録認証機関の名称　公益社団法人日本水道協会
(1)　登録更新年月日　平成二十五年十一月二十二日
(2)　登録認証機関の所在地　東京都千代田区九段南四丁目8番9号
(3)　登録の区分　B（一般機械）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、K（化学）
(4)　認証を行う事務所の名称及び所在地
公益社団法人日本水道協会　検査部
東京都千代田区九段南四丁目8番9号

○国土交通省告示第五百二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年四月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年四月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―514号	表面仕上材（難燃性塗料）	エポキシ塗料＋アルキド塗料	日本ペイントマリン株式会社	兵庫県神戸市長田区駒ヶ林南町1番26号